

令和6年第1回

# 石川県議会定例会議案

(その三)



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第5号	令和6年度石川県一般会計予算	1
議案第6号	令和6年度石川県証紙特別会計予算	13
議案第7号	令和6年度石川県土地取得特別会計予算	15
議案第8号	令和6年度石川県国民健康保険特別会計予算	17
議案第9号	令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	19
議案第10号	令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	21
議案第11号	令和6年度石川県林業改善資金特別会計予算	23
議案第12号	令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算	25
議案第13号	令和6年度石川県公営競馬特別会計予算	27
議案第14号	令和6年度石川県港湾整備特別会計予算	29
議案第15号	令和6年度石川県育英資金特別会計予算	33
議案第16号	令和6年度石川県公債管理特別会計予算	35
議案第17号	令和6年度石川県立中央病院事業会計予算	39
議案第18号	令和6年度石川県立こころの病院事業会計予算	43
議案第19号	令和6年度石川県港湾土地造成事業会計予算	45
議案第20号	令和6年度石川県流域下水道事業会計予算	47
議案第21号	令和6年度石川県水道用水供給事業会計予算	51



## 議案第5号

# 令和6年度石川県一般会計予算

令和6年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,110,131,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は150,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 157,100,000
	1 県 民 税	44,530,900
	2 事 業 税	40,650,000
	3 地 方 消 費 税	38,600,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,800,000
	5 県 た ば こ 税	1,280,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	450,000
	7 軽 油 引 取 税	9,730,000
	8 自 動 車 税	18,280,000
	9 鉱 区 税	100
	10 狩 猟 税	9,000
	11 核 燃 料 税	770,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		57,200,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	57,200,000
3 地 方 譲 与 税		22,450,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,400,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,720,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	60,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	200,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	60,000

款	項	金額
	6 航空機燃料譲与税	10,000 <sup>千円</sup>
4 地方特例交付金		3,550,000
	1 地方特例交付金	3,550,000
5 地方交付税		154,295,000
	1 地方交付税	154,295,000
6 交通安全対策特別交付金		190,000
	1 交通安全対策特別交付金	190,000
7 分担金及び負担金		2,239,844
	1 分担金	176,927
	2 負担金	2,062,917
8 使用料及び手数料		7,161,180
	1 使用料	5,463,035
	2 手数料	1,698,145
9 国庫支出金		441,727,252
	1 国庫負担金	390,234,008
	2 国庫補助金	50,357,481
	3 国庫委託金	1,135,763
10 財産収入		533,637
	1 財産運用収入	224,460
	2 財産売払収入	309,177
11 寄附金		373,100
	1 寄附金	373,100
12 繰入金		14,072,430

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	59,984
	2 基金繰入金	14,012,446
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		61,170,556
	1 延滞金、加算金及び過料等	195,390
	2 県預金利子	390
	3 貸付金元利収入	45,048,755
	4 受託事業収入	5,254,548
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	6,871,473
15 県債		188,068,000
	1 県債	188,068,000
歳入合計		1,110,131,000



歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,144,791
	1 議 会 費	1,144,791
2 総 務 費		96,836,614
	1 総 務 管 理 費	13,993,063
	2 徴 税 費	76,705,297
	3 市 町 村 振 興 費	1,168,468
	4 選 挙 費	12,674
	5 防 災 救 助 費	4,679,089
	6 人 事 委 員 会 費	100,045
	7 監 査 委 員 費	177,978
3 復 旧 ・ 復 興 費		179,505,109
	1 復 旧 ・ 復 興 費	179,505,109
4 企 画 振 興 費		5,956,511
	1 企 画 振 興 費	5,956,511
5 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 費		12,444,189
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5,152,881
	2 観 光 費	7,291,308
6 健 康 福 祉 費		92,605,050
	1 高 齢 者 福 祉 費	36,894,131
	2 子 育 て 福 祉 費	17,385,120
	3 障 害 福 祉 費	12,833,853
	4 地 域 福 祉 費	13,472,886

款	項	金額
	5 健康推進費	5,730,506 <sup>千円</sup>
	6 生活衛生費	304,697
	7 医薬看護費	5,983,857
<b>7 生活環境費</b>		<b>4,916,383</b>
	1 環境費	4,018,947
	2 県民生活費	897,436
<b>8 商工労働費</b>		<b>38,418,408</b>
	1 商工費	36,802,934
	2 労働費	1,530,476
	3 労働委員会費	84,998
<b>9 農林水産業費</b>		<b>32,618,931</b>
	1 農業費	17,577,417
	2 畜産業費	956,207
	3 農地費	6,901,348
	4 林業費	5,188,622
	5 水産業費	1,995,337
<b>10 土木費</b>		<b>47,585,030</b>
	1 土木管理費	650,165
	2 道路橋りょう費	28,228,804
	3 河川海岸費	8,478,565
	4 港湾費	2,676,649
	5 都市計画費	6,009,310
	6 建築住宅費	1,541,537

款	項	金額
11 警 察 費		千円 24,721,384
	1 警 察 管 理 費	23,288,947
	2 警 察 活 動 費	1,432,437
12 教 育 費		104,069,294
	1 教 育 総 務 費	13,501,714
	2 小 中 学 校 費	52,888,797
	3 高 等 学 校 費	22,137,505
	4 特 別 支 援 学 校 費	14,396,713
	5 社 会 教 育 費	918,010
	6 保 健 体 育 費	226,555
13 災 害 復 旧 費		388,079,213
	1 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	3,994,676
	2 健 康 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	4,843,000
	3 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	42,289,812
	4 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	336,859,803
	5 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	91,922
14 公 債 費		81,030,093
	1 公 債 費	81,030,093
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		1,110,131,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
石川県社会福祉事業振興資金貸付事業についての石川県社会福祉協議会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和17年度	千円 1,167,560
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和23年度	556,000
経営安定支援融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和18年度	301,000
ニッチトップ企業等育成支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令和6年度 令和23年度	64,000
令和6年度離職者等高度人材養成推進事業費	令 和 7 年 度 令 和 8 年 度	195,280
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令和6年度 令和62年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける1,337,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
令和6年度道路建設費	自 至 令和7年度 令和9年度	9,070,000
令和6年度道路整備費	令 和 7 年 度	1,300,000
令和6年度河川改良費	令 和 7 年 度 令 和 8 年 度	1,450,000
令和6年度河川総合開発事業費	自 至 令和7年度 令和9年度	980,000
令和6年度海岸保全費	令 和 7 年 度	170,000
令和6年度港湾改良費	令 和 7 年 度	210,000
令和6年度街路事業費	令 和 7 年 度	360,000
令和6年度公営住宅建設費	令 和 7 年 度	773,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興費	95,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えすることができる。
国際交流費	47,000			
スポーツ振興費	180,000			
観光戦略費	88,000			
児童福祉費	29,000			
保育専門学園費	29,000			
子ども交流センター費	1,000			
身体障害者福祉費	52,000			
保健所費	11,000			
カーボンニュートラル推進費	1,820,000			
自然環境費	37,000			
女性活躍推進費	2,000			
商工総務費	47,000			
中小企業振興費	15,000			
大阪事務所費	23,000			
工業試験場費	36,000			
九谷焼技術研修所費	2,000			
産業技術専門校費	22,000			
農業総務費	40,000			
農業農村整備事業費	838,000			
農地防災事業費	307,000			
国直轄土地改良事業費負担金	586,000			

議案第五号 令和六年度石川県一般会計予算 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	4,000 <small>千円</small>			
林道費	259,000			
治山費	341,000			
国直轄治山事業費負担金	46,000			
水産業振興費	59,000			
漁港管理費	2,000			
漁港建設費	71,000			
道路建設費	5,896,000			
道路整備費	2,859,000			
国直轄道路事業費負担金	2,081,000			
河川改良費	2,036,000			
国直轄河川事業費負担金	424,000			
河川総合開発事業費	57,000			
河川整備費	119,000			
砂防地すべり対策費	657,000			
国直轄砂防事業費負担金	473,000			
砂防地すべり防止施設整備費	73,000			
海岸保全費	201,000			
国直轄海岸事業費負担金	192,000			
港湾管理費	369,000			
港湾改良費	295,000			
国直轄港湾事業費負担金	380,000			
街路事業費	465,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画整備費	8,000 <small>千円</small>			
公園整備費	449,000			
公営住宅建設費	167,000			
警察施設費	113,000			
運転免許費	2,000			
交通指導取締費	216,000			
県立中学校整備費	172,000			
高等学校整備費	691,000			
特別支援学校整備費	4,292,000			
社会教育振興費	11,000			
文化財保護費	8,000			
諸施設災害復旧費	1,318,000			
健康福祉施設災害復旧費	986,000			
耕地災害復旧事業費	3,075,000			
国直轄災害復旧費負担金	34,188,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	2,452,000			
林道災害復旧事業費	230,000			
漁港災害復旧事業費	1,146,000			
土木施設災害復旧費	97,586,000			
港湾災害復旧費	13,056,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
文化財災害復旧費	21,000			
財産管理費	245,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町支援総務費	56,000			
防災総務費	2,326,000			
救助費	412,000			
交通対策費	1,232,000			
国直轄空港事業費負担金	204,000			
臨時財政対策費	1,700,000			
<b>計</b>	<b>188,068,000</b>			



## 議案第 6 号

### 令和 6 年度石川県証紙特別会計予算

令和 6 年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,202,896千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 6 年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 3,202,895
	1 証紙収入	3,202,895
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,202,896

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 3,202,896
	1 証紙管理費	3,202,896
歳出合計		3,202,896

議案第六号 令和六年度石川県証紙特別会計予算

## 議案第7号

# 令和6年度石川県土地取得特別会計予算

令和6年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,088千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 6,087
	1 財産運用収入	6,087
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		6,088

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		千円 6,088
	1 土地取得費	6,088
歳出合計		6,088

議案第七号 令和六年度石川県土地取得特別会計予算

## 議案第 8 号

### 令和 6 年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,527,384千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 6 年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 27,371,585
	1 負担金	27,371,585
2 国庫支出金		24,808,859
	1 国庫負担金	17,747,513
	2 国庫補助金	7,061,346
3 財産収入		91
	1 財産運用収入	91
4 繰入金		6,282,551
	1 繰入金	6,282,551
5 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
6 諸収入		34,062,798
	1 交付金	34,062,798
歳入合計		92,527,384

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 92,527,384
	1 国民健康保険費	92,527,384
歳出合計		92,527,384

## 議案第9号

### 令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,560千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 560
	1 繰入金	560
2 貸付金元利収入		31,249
	1 貸付金元利収入	31,249
3 繰越金		106,814
	1 繰越金	106,814
4 諸収入		1,937
	1 雑収入	1,937
歳入合計		140,560

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 140,560
	1 母子父子寡婦福祉資金費	140,560
歳出合計		140,560

議案第九号 令和六年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算



## 議案第10号

### 令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和6年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,107千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 963
	1 繰入金	963
2 貸付金元利収入		223,419
	1 貸付金元利収入	223,419
3 繰越金		25,725
	1 繰越金	25,725
4 諸収入		2,000
	1 雑収入	2,000
歳入合計		252,107

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 252,107
	1 中小企業近代化促進費	252,107
歳出合計		252,107

議案第十号 令和六年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

## 議案第11号

### 令和6年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和6年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,395
	1 繰入金	1,395
2 貸付金元利収入		120
	1 貸付金元利収入	120
3 繰越金		74,878
	1 繰越金	74,878
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,396

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 76,395
	1 林業改善資金費	76,395
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		76,396

議案第十一号 令和六年度石川県林業改善資金特別会計予算

## 議案第12号

### 令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,958千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 957
	1 繰入金	957
2 貸付金元利収入		4,840
	1 貸付金元利収入	4,840
3 繰越金		75,160
	1 繰越金	75,160
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		80,958

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 80,957
	1 沿岸漁業改善資金費	80,957
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		80,958

議案第十二号 令和六年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

## 議案第13号

# 令和6年度石川県公営競馬特別会計予算

令和6年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,189,949千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		千円 26,595,012
	1 収益事業収入	26,595,012
2 使用料及び手数料		5,247
	1 手数料	5,247
3 財産収入		138,927
	1 財産運用収入	138,877
	2 財産売却収入	50
4 繰入金		344,902
	1 繰入金	344,902
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,105,860
	1 雑収入	1,105,860
歳入合計		28,189,949

歳出

款	項	金額
1 公営競馬費		千円 28,189,949
	1 公営競馬費	28,136,609
	2 公債費	53,340
歳出合計		28,189,949

議案第十三号 令和六年度石川県公営競馬特別会計予算



## 議案第14号

# 令和6年度石川県港湾整備特別会計予算

令和6年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,031,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 389,863
	1 使用料	389,863
2 繰入金		138,164
	1 繰入金	138,164
3 諸収入		74,287
	1 雑収入	74,287
4 県債		3,429,000
	1 県債	3,429,000
歳入合計		4,031,314

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,131,314
	1 管理費	153,197
	2 整備費	100,000
	3 公債費	878,117
2 港湾災害復旧費		2,900,000
	1 港湾災害復旧費	2,900,000
歳出合計		4,031,314

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	529,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式でついでに当該の利率) (ただし、利率見直し後において、当該の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還が できる。
港湾災害復旧費	2,900,000			
計	3,429,000			

議案第十四号 令和六年度石川県港湾整備特別会計予算



## 議案第15号

# 令和6年度石川県育英資金特別会計予算

令和6年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,508千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,607 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	1,607
2 繰入金		17,223
	1 繰入金	17,223
3 貸付金元利収入		207,020
	1 貸付金元利収入	207,020
4 繰越金		7,717
	1 繰越金	7,717
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		12,441
	1 雑収入	12,441
歳入合計		248,508

歳出

款	項	金額
1 教育費		248,508 <sup>千円</sup>
	1 育英資金費	248,508
歳出合計		248,508

## 議案第16号

# 令和6年度石川県公債管理特別会計予算

令和6年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,543,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 80,899,572
	1 繰入金	80,899,572
2 県債		76,644,000
	1 県債	76,644,000
歳入合計		157,543,572

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 157,543,572
	1 公債費	157,543,572
歳出合計		157,543,572

議案第十六号 令和六年度石川県公債管理特別会計予算



第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	千円 76,644,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる利率を行つた後、当該利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他、及び償還期限を短縮し、繰上償還ができる。
計	76,644,000			

議案第十六号 令和六年度石川県公債管理特別会計予算



## 議案第17号

## 令和6年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床	630床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	141,985人	外来患者	228,420人
------	----------	------	----------

(3) 1日平均患者数

入院患者	389人	外来患者	940人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	1,776,098千円
----------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	26,559,677千円
------------	--------------

第1項 医業収益	24,727,924千円
----------	--------------

第2項 医業外収益	1,831,733千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	20千円
----------	------

支 出

第1款 病院事業費用	26,739,673千円
------------	--------------

第1項 医業費用	26,370,749千円
----------	--------------

第2項 医業外費用	368,904千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	20千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,323,738千円は、過年度分損益勘定留保資金1,318,519千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,219千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	3,120,870千円
第1項 企業債	1,742,000千円
第2項 他会計負担金	1,378,860千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	4,444,608千円
第1項 病院建設改良費	1,776,098千円
第2項 企業債償還金	2,668,510千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
在庫管理・搬送 等業務委託費	自 令和7年度 至 令和9年度	245,000千円
令和6年度医療機器 保守業務委託費	自 令和7年度 至 令和12年度	81,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資産購入費	1,742,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,710,158千円
-------	--------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,273千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,930,904千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	放射線治療装置	一式
医療器械	手術支援機器	一式

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第18号

## 令和6年度石川県立こころの病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県立こころの病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床	400床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	125,945人	外来患者	33,396人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	345人	外来患者	137人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	205,000千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,507,964千円
------------	-------------

第1項 医業収益	2,438,976千円
----------	-------------

第2項 医業外収益	1,068,978千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	10千円
----------	------

支 出

第1款 病院事業費用	3,448,312千円
------------	-------------

第1項 医業費用	3,379,355千円
----------	-------------

第2項 医業外費用	68,947千円
-----------	----------

第3項 特別損失	10千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額172,627千円は、過年度分損益勘定留保資金172,255千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額372千円で補てんするものとする）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	401,826千円
第1項 企 業 債	205,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	196,816千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	574,453千円
第1項 病 院 建 設 改 良 費	205,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	369,453千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	205,000 <small>千円</small>	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 2,342,078千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,143千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、382,481千円と定める。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第19号

## 令和6年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	1,000m <sup>2</sup>

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	18,849m <sup>2</sup>
大田工業用地	1,563m <sup>2</sup>
湊町都市再開発用地	3,684m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	16,942千円
第1項 営業収益	10,000千円
第2項 営業外収益	6,942千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	8,337千円
第1項 営業費用	8,327千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第20号

## 令和6年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	5市
(2) 年間総処理水量	27,602,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	75,622m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	5,641,960千円
(うち債務負担行為額)	4,063,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	9,164,224千円
第1項 営業収益	1,371,281千円
第2項 営業外収益	7,781,536千円
第3項 特別利益	11,407千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	10,677,827千円
第1項 営業費用	2,706,146千円
第2項 営業外費用	214,490千円
第3項 特別損失	7,757,191千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額415,357千円は、過年度分損益勘定留保資金407,588千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,769千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	1,575,000千円
第1項 企業債	337,000千円
第2項 国庫補助金	974,000千円
第3項 建設負担金	263,000千円

第4項 他会計補助金 1,000千円  
支 出

第1款 資本的支出 1,990,357千円

第1項 建設改良費 1,578,960千円

第2項 企業債償還金 411,397千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度加賀沿岸 流域下水道事業費	令和7年度 令和8年度	235,000千円
令和6年度犀川左岸 流域下水道事業費	自 令和7年度 至 令和10年度	3,828,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	千円 337,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 86,063千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、287,054千円である。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	処分の態様
流域下水道	加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区) 加賀市地内	加賀沿岸流域下水道(大聖寺川 処理区)に係る事業用資産一式	無償譲渡

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

議案第二十号 令和六年度石川県流域下水道事業会計予算



## 議案第21号

## 令和6年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(2) 年間有収水量	53,405,340 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	795,570千円
(うち債務負担行為額)	287,000千円)
送水施設建設改良事業費	5,240,000千円
(うち債務負担行為額)	1,200,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,149,870千円
第1項 営業収益	5,815,841千円
第2項 営業外収益	334,029千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,553,246千円
第1項 営業費用	5,495,392千円
第2項 営業外費用	57,854千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,431,048千円は、過年度分損益勘定留保資金790,875千円、当年度分損益勘定留保資金1,053,939千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586,234千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	4,548,000千円
第1項 企業債	4,548,000千円

支 出

第1款 資本的支出	6,979,048千円
-----------	-------------

第1項 建設改良費 4,548,570千円  
 第2項 企業債償還金 2,430,478千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管等修繕費	令和7年度	229,000千円
業務委託費	自 令和7年度 至 令和9年度	237,000千円
固定資産改良費	令和7年度	287,000千円
送水施設建設改良事業費	令和7年度	1,200,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
固定資産改良費	508,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	4,040,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 466,690千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、108,842千円と定める。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩